

2026年5月29日

各位

会社名 AIAI グループ株式会社  
(コード番号 6557 東証グロース)  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 貞松 成  
問合せ先 取締役 CFO 戸田 貴夫  
T E L 03-6284-1607  
U R L <https://aiiai-group.co.jp/>

**取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度  
の改定に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定をすることを決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2026年6月24日開催予定の第11期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

（1）本制度の改定の概要

当社は、2021年3月開催の第6回定時株主総会において、取締役、ただし監査等委員である取締役を除きます、に対する譲渡制限付株式報酬制度について、報酬額を年額42百万円以内、うち社外取締役分は年額6百万円以内、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年84,000株以内、うち社外取締役分は年12,000株以内としてご承認いただいております。

しかしながら、今般、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していることや中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、当初決議の内容を一部改定することといたしました。

具体的には、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、既存の基本報酬の報酬枠とは別枠で年額100百万円以内とし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年200,000株以内といたします。

## (2) 本制度の改定を相当とする理由

本制度は、対象取締役に対し、当社の中長期的な業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景として、対象取締役に期待される役割及び責務が増大していることを踏まえ、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に向けたインセンティブをより一層高めるため、本制度の内容を改定することといたしました。

本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数の上限、譲渡制限期間その他の条件は、上記目的、当社の事業規模、役員報酬体系、対象取締役の職責、株価水準、希薄化率その他諸般の事情を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、本制度により発行又は処分される株式については、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、一定期間の譲渡制限、退任時の無償取得事由その他必要な条件を付す予定であることから、対象取締役に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして合理的な内容であると考えております。

## (3) 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会にて株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

## (4) その他

上記の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。

以上